

沖縄建築確認検査センター株式会社 住宅性能証明書発行業務約款

第1条（契約の締結）

申請者（以下「**甲**」という）及び沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「**乙**」という）は、関係法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書含む）及び「沖縄建築確認検査センター株式会社住宅性能証明書発行業務要領」（以下「**要領**」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

第2条（住宅性能証明業務）

前条により乙の行う住宅性能証明業務（以下「**証明業務**」という）は、次の各号のとおりとする。

(1)住宅性能証明業務 租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋または大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明する住宅性能証明書（要領に定める図面審査及び現場審査に係る基準等に適合したものに限る）を発行すること。

第3条（甲の責務）

甲は、当該住宅性能証明に関することを住宅性能証明申請図書（以下「**申請図書**」）に明記しなければならない。

2 甲は、法及びこれに基づく命令によるほか要領に従い、申請図書ならびに証明に必要な図書を乙に提出しなければならない。

3 甲は、乙の請求があるときは、乙の証明業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「**証明対象住宅**」という）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

4 甲は、乙が証明業務を行う際に、証明対象住宅、その敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は住宅性能証明の発行業務を行うことができるよう協力しなければならない。

5 甲は、証明手数料表に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の証明手数料を第6条に規定する日（以下「**支払期日**」という。）までに支払わなければならない。

6 甲は、乙の住宅性能証明業務において、証明対象住宅の計画に関し乙がなした基準等への不適合の指摘に対し、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第4条（乙の責務）

乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、証明業務を行わなければならない。

2 乙は、引受承諾書に定められた証明業務を第5条に規定する日（以下「**業務期日**」という）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第5条（業務期日）

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1)住宅性能証明業務に係る図面審査（戸建住宅） | 申請を受理した日から35営業日を経過する日 |
| (2)住宅性能証明業務に係る図面審査（共同住宅） | 申請を受理した日から35営業日を経過する日 |
| (3)住宅性能証明業務に係る現場審査（竣工時） | 検査を実施した日から14営業日を経過する日 |

2 乙は、甲が第3条に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

第6条（証明手数料の支払期日）

甲の支払期日は、住宅性能証明業務の手数料を前条第1項1号及び2号に定める証明業務の申請受理日から7日以内かつ住宅性能証明業務図面審査の終了前日まで

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、第1項に掲げる証明手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該住宅性能証明書を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

4 住宅性能証明書（新築住宅）の発行業務に係る現場審査において、再審査を行う場合の証明手数料は、当該再審査実施予定日の前日を支払期日とする

第7条（証明手数料の支払方法）

甲は、別添に定める住宅証明業務手数料表（以下「**証明手数料表**」という）に基づき、証明業務に係る手数料を前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は証明申請者の負担とする。

第8条（住宅性能証明書交付前の変更申請）

甲は、設計住宅性能証明書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の設計変更申請関係図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、第1項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の設計住宅性能証明の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能証明書を申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第9条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第5条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、証明手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項各号の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合、乙は、証明手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

第10条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第7条第1項に定める証明手数料を第6条第1項に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を発行することができないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。同契約解除によって甲に損害が生じたとしても甲は乙に対し何らの賠償を請求することができないものとする。

第11条（甲乙の責任）

甲乙は、この契約に関し損害を受けた場合において、第6条の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの証明料金の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるときは、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の証明業務が行われたとき。
- (2) 乙に故意または重大な過失が無く、乙の予見不可能な事情により乙の証明業務に誤りが生じたとき。
- (3) 対象住宅の計画に関し、甲が速やかに申請図書の修正またはその他の必要な措置をとらないとき。

第12条（乙の免責）

乙は、住宅性能証明書発行業務を実施することにより、甲の申請に係る証明対象住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、住宅性能証明書発行業務を実施することにより、甲の申請に係る証明対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した住宅性能証明申請関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な証明業務を行うことができなかった場合は、当該証明業務の結果に責任を負わないものとする。

第13条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第14条（国土交通省等への報告）

乙は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告を求められた場合は、審査の内容、判断根拠その他情報について報告するものとする。

第15条

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）

この約款は、平成24年9月10日から施行する。